

第 29 期

定時株主総会招集ご通知



開催
日時

平成30年3月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 大和

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役の報酬等（ストック・オプションとしての新株予約権）改定の件
- 第3号議案 取締役の報酬等（リテンション・プラン）改定の件
- 第4号議案 取締役の報酬等（CPUアワード）改定の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

平成30年3月26日（月曜日）午後5時30分まで

トレンドマイクロ株式会社

証券コード：4704

(証券コード 4704)
平成30年3月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
新宿マインズタワー

トレンドマイクロ株式会社

代表取締役社長 エバ・チェン

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年3月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただくか、後記「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」（4頁）をご高覧のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 大和

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第29期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役の報酬等（ストック・オプションとしての新株予約権）改定の件
- 第3号議案** 取締役の報酬等（リテンション・プラン）改定の件
- 第4号議案** 取締役の報酬等（CPUアワード）改定の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以上

~~~~~

◎株主総会終了後、同会場において経営近況報告会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようご案内申し上げます。所要時間としては、約1時間を予定いたしております。

◎災害の発生や電力事情による停電等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合、また、経営近況報告会の開催を中止させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

◎当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、『連結注記表』および『個別注記表』につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.trendmicro.com/ja\\_jp/business.html](https://www.trendmicro.com/ja_jp/business.html)) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

なお、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、これらの『連結注記表』および『個別注記表』も含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.trendmicro.com/ja\\_jp/business.html](https://www.trendmicro.com/ja_jp/business.html)) に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

### 株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **平成30年3月27日（火曜日）午前10時開催**  
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
株主総会当日は、資源節約のため、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

### 株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **平成30年3月26日（月曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等により行使される場合 詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 **平成30年3月26日（月曜日）午後5時30分まで**

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議 決 権 行 使 ウ ェ ブ サ イ ト :  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

## <電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する**議決権行使サイト**（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年3月26日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) **議決権行使サイト**（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

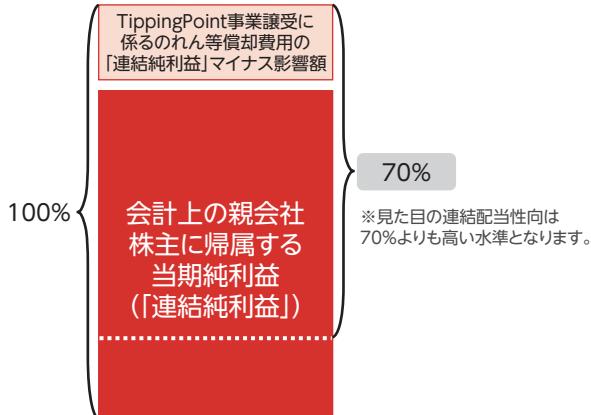
当社は、変化の激しい事業環境への対応および競合他社に対する競争力維持のため、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつも、連結ベースでの純利益に基づいた配当を行っていきたいと考えております。

当社の配当政策の基本方針といたしましては、会計上の親会社株主に帰属する当期純利益（以下、当第1号議案においては「連結純利益」という。）をベースとした配当性向70%を目処として期末配当を行いたいと考えておりますが、前連結会計年度中に行ったTippingPoint事業の譲り受けに係るのれん等償却費用の計上により、現金流出を伴わない当該償却費用が「連結純利益」を減少させ、支払配当額に与える影響を鑑み、「連結純利益」に当該償却費用により減少する「連結純利益」影響額（のれん等償却額の税務上損金算入額考慮後）を足し戻した金額ベースの配当性向70%を目処としたいと考えております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項  
およびその総額  
当社普通株式1株につき 149円  
総額 20,507,679,070円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年3月28日



## 【第2号議案乃至第4号議案に係る取締役の報酬制度に関するご説明】

当社は、今般、現行の取締役の報酬等の内容の一部を見直すため、第2号議案乃至第4号議案において、取締役の報酬等改定の件を付議いたします。各議案の内容のご説明に先立ち、当社の取締役の報酬制度および改定内容の概要についてご説明いたします。

1. 当社の取締役の報酬制度は以下のような内容となっております。

(1) 社内取締役

|     | 種類                         | 変動要素              | インセンティブ              |
|-----|----------------------------|-------------------|----------------------|
| ①   | 基本報酬（金銭）                   | －                 | 基本報酬                 |
| ②   | 通常(時価)型ストック・オプション(注1) (株式) | 株価                | 業績連動(長期)、株価上昇インセンティブ |
| ③   | リテンション・プラン(注2)(金銭)         | －                 | 人材獲得、リテンション          |
| ④-1 | CPUアワード (注3) (PBS) (金銭)    | 株価、<br>プレGAAPマージン | 業績連動 (短期)            |
| ④-2 | CPUアワード (注3) (TBS) (金銭)    | 株価                | 業績連動(長期)、株価変動リスク     |

上記①、②および③が年額10億円以内の確定額金銭報酬の枠内で付与されるのに対し、上記④は当該確定額金銭報酬とは別に付与されることとなりますが、当社は、運用として、CPUアワードが付与された事業年度において実際に支払われ、または付与された取締役の他の報酬等（CPUアワード以外の報酬等）の額と合計して総額10億円を超える場合には、当該超過分を支払わないことといたします。

したがって、取締役の報酬等については、実質的にこの年額10億円以内の枠内で付与されることとなります。

(注1) 平成27年3月26日開催の第26期定時株主総会においては、通常（時価）型ストック・オプションとは別に、株式報酬型ストック・オプションに関する報酬枠についても決議いただいておりますが、現時点に至るまで付与実績はございません。

(注2) リテンション・プランの詳細については、第3号議案 取締役の報酬等（リテンション・プラン）改定の件をご参照ください。

(注3) CPUアワードの詳細については、第4号議案 取締役の報酬等（CPUアワード）改定の件をご参照ください。

(2) 社外取締役

社外取締役の報酬等については、年額20百万円以内で付与する固定額の基本報酬（金銭）のみとなっております。

2. 今回の取締役の報酬等の改定内容の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、第2号議案乃至第4号議案の記載内容をご確認ください。

(1)ストック・オプションとしての新株予約権の付与株数上限の変更【第2号議案】

変更前：32万株→変更後：28万株

(2)ストック・オプションとしての新株予約権のうち、株式報酬型ストック・オプションに関する定めを削除【第2号議案】

(3)リテンション・プランのリテンション報酬の算定期間の変更【第3号議案】

変更前：18か月→変更後：24か月

(4)CPUアワード(PBS)にかかるパフォーマンス目標の定めの変更【第4号議案】

[パフォーマンス目標の定め：変更前]

・当事業年度の上（下）半期のプレGAAPマージンの増加割合が、前事業年度の上（下）半期比で100%以上であること

・CPUアワードの数×3ヶ月平均時価×支払割合－源泉徴収

| パフォーマンス目標の達成割合  | 支払割合                                     |
|-----------------|------------------------------------------|
| 100%未満の場合       | 0                                        |
| 100%以上120%以下の場合 | 達成割合と同じ                                  |
| 120%超の場合        | $120 + (1.5 \times (\text{達成割合} - 120))$ |

[パフォーマンス目標の定め：変更後]

・当事業年度の上（下）半期のプレGAAPマージンが、前事業年度の上（下）半期のプレGAAPマージンから5億円超増加していること

・CPUアワードの数×3ヶ月平均時価－源泉徴収

## 第2号議案 取締役の報酬等（ストック・オプションとしての新株予約権）改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成27年3月26日開催の第26期定時株主総会において、ストック・オプションのための報酬等およびリテンション・プランのための報酬等を含むものとして年額10億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、今般、近年の通常（時価）型ストック・オプションとしての新株予約権の付与実績および今後の付与予定数を鑑み通常（時価）型ストック・オプションとしての新株予約権の付与数量を変更すること、および現時点においては株式報酬型ストック・オプションについて付与実績がなく、近い将来においても付与が見込まれないことから株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容の定めを削除することにつき、ご承認をお願いするものであります。

通常（時価）型ストック・オプションのための報酬等の額および内容については、近年の支払い実績、社外取締役を除く取締役に対して付与するストック・オプションとしての新株予約権の公正な評価額（ブ

ラックショールズモデルにより算定した新株予約権1個当たりの公正な評価単価に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額)、当社グループの業績向上に対するストック・オプションのインセンティブとしての効果およびこれによる当社の財務状況への影響等を勘案し定めたものであり、相当であると考えております。

取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は、7名（うち社外取締役2名）であります。

なお、当社取締役（社外取締役を除く）の報酬等の体系は、以下のとおりとなります。

①基本（金銭）報酬

②当社の株価と取締役が受ける利益を連動させることで企業価値向上へのインセンティブとすることを意図した通常（時価）型ストック・オプションとしての新株予約権

③支配権の異動が生じたこと等の条件が満たされた場合には金銭報酬が付与されるようにすることで有意な人材を確保し、流出防止を図るためのリテンション・プランに基づく報酬

④対象者に対して、行使日までの一定期間における当社普通株式の平均時価相当額を基礎として算出した額の現金の支給を受ける権利を付与するキャッシュ・ファントム・ユニットアワード（以下、「CPUアワード」という。）の付与による報酬

上記①、②および③が年額10億円以内の確定額金銭報酬の枠内で付与されるのに対し、上記④は当該確定額金銭報酬とは別に付与されることとなりますが、当社は、運用として、CPUアワードが付与された事業年度において実際に支払われ、または付与された取締役の他の報酬等（CPUアワード以外の報酬等）の額と合計して総額10億円を超える場合には、当該超過分を支払わないことといたします。したがって、取締役の報酬等については、実質的にこの年額10億円以内の枠内で付与されることとなります。

また、社外取締役の報酬等については、年額200万円以内の枠内で付与する基本（金銭）報酬のみとなります。

1. 取締役（社外取締役を除く）に対し報酬等として新株予約権を付与する理由

当社取締役に対して、当社の株価と取締役の受ける利益とを連動させることにより当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し株主価値を高めることを目的として、通常（時価）型ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

新株予約権の発行数につきましては当社の利益水準、配当性向とのバランスを考慮しつつ、適切な水準を維持していく所存であります。

2. 新株予約権の要領

(1)新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

(2)新株予約権の目的となる株式の数

当社普通株式280,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権

の目的となる株式の総数の上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

### (3)発行する新株予約権の総数

合計2,800個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）。

### (4)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値。）。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使および当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (5)新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日より5年以内とする。(※後述の(ご参考) 2. を併せてご参照ください。)

(6)新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ②新株予約権者が上記(5)の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- ③その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

- (8)その他、本新株予約権の発行に関する詳細については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

1. 新株予約権の行使に伴う希薄化率について

平成29年12月31日現在の既発行の新株予約権の残高は、事業報告において記載いたしておりますとおり、以下のとおりとなっております。

平成29年12月31日現在の発行済株式総数 140,293,004株

| 回次   | 行使価額   | 行使期限        | 新株予約権の<br>目的となる株式の数 | 発行済株式総数<br>に対する割合 |
|------|--------|-------------|---------------------|-------------------|
| 第30回 | 3,660円 | 平成30年12月27日 | 186,300株            | 0.13%             |
| 第31回 | 3,220円 | 平成31年5月27日  | 2,130,000株          | 1.52%             |
| 第32回 | 3,640円 | 平成31年12月1日  | 231,200株            | 0.16%             |
| 第33回 | 4,690円 | 平成33年1月11日  | 306,800株            | 0.22%             |
| 第34回 | 3,545円 | 平成33年9月29日  | 1,144,000株          | 0.82%             |
| 第35回 | 6,430円 | 平成34年12月22日 | 345,000株            | 0.25%             |
| 合計   |        |             | 4,343,300株          | 3.10%             |

## 2. 新株予約権の権利行使期間について

当社は、会社と付与対象者との間で締結予定の「新株予約権付与契約」において、原則として行使開始までに1年の待機期間を定めることとし、一部の付与対象者については第3号議案におけるリテンション報酬等と同様に、支配権の異動があった場合に限り、当該待機期間による制限を解除することとする予定であり、既発行の新株予約権についても同様の取り扱いをいたしております。

## 第3号議案 取締役の報酬等（リテンション・プラン）改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成27年3月26日開催の第26期定時株主総会において、ストック・オプションのための報酬等およびリテンション・プランのための報酬等を含むものとして年額10億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、今般、当社のリテンション・プランと同様のプランを導入している他社事例の最近の調査結果を踏まえリテンション・プランの内容の一部（リテンション報酬の算定期間）を変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

リテンション・プランのための報酬等の額および内容については、有用な経営者の確保に対するリテンション・プランの効果、すでにリテンション・プランを導入している業界他社事例の調査結果およびこれによる当社の財務状況への影響等を勘案し定めたものであり、相当であると考えております。

取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は、7名（うち社外取締役2名）であります。

### 1. 取締役（社外取締役を除く）に対しリテンション・プランを付与する理由

当社の属するインターネット・セキュリティ業界、ソフトウェア業界は、その事業ゆえ業務執行者たる取締役に求められる専門性も高く、有用な経営者の確保に向けた競争はグローバル単位で激化の一途を辿っております。このような状況下において、有用な経営者の新規獲得に向けた国際的な経営者市場における当社の競争力を確保するとともに、予期せぬ企業買収等があると懸念される時期に経営陣が当社より流出し、ひいては企業価値を損なうこととなる事態を避けるために、当社の属するインターネット・セキュリティ業界、ソフトウェア業界におけるグローバル企業が導入しているものと同様のリテンション・プランを付与するものであります。

### 2. リテンション・プランの要領

#### (1) 支給の内容

##### ① リテンション報酬

当社において支配権の異動（注1）が生じた場合において、対象期間（注2）中に被支給者が解任等（注3）を受けた場合、24ヶ月分のリテンション報酬（注4）から適用される法令に基づき源泉徴収または控除されるべき金額を差し引いた金額を一括で支給するものとする。

注1：支配権の異動とは、当社に関して、以下のいずれかの事由が最初に発生したことをいい、詳細につ

いては、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

- (a) 当社株式を保有する者が、取締役の選任について一般的に議決権を有する当社の発行済普通株式の議決権総数の30%を超える議決権に相当する当社普通株式を、直接または間接的に取得する（または直近の取得日から遡って12ヶ月以内に取得した）場合。
- (b) 当社が当事者となる吸収合併または新設合併により、当該合併直前に発行されている当社の議決権付普通株式の保有者が、当該合併の直後において、当社または存続会社の取締役の選任について一般的に議決権を有する発行済普通株式の議決権総数の50%を超える議決権に相当する普通株式を、直接または間接を問わず維持できなくなる場合。
- (c) 当社の資産の全てもしくは実質的に全てを売却もしくは処分し、またはこれと同様の効果を有する何らかの取引が完了した場合（ただし、当社の一もしくは複数の子会社への売却もしくは処分を除く。）。
- (d) 連続する12ヶ月間以内に当社の取締役会の構成が変更した結果、現任取締役（注5）が取締役全体の過半数を下回った場合。

注2：対象期間とは、支配権の異動の効力発生日の3ヶ月前の日から当該効力発生日の18ヶ月後までの期間をいう。

注3：解任等とは、(i)死亡等以外の事由に基づき、被支給者が当社との契約を強制的に終了された場合、または(ii)被支給者の明確な書面による同意なく基本報酬の著しい減額等が行われ、かつ、一定期間内に当該事由が是正等されないことを理由として、被支給者が当社との契約を終了させた場合をいい、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

注4：リテンション報酬とは、取締役退任日（注6）における取締役の月額報酬等および被支給者が解任等を受けた年における被支給者の最低目標達成時賞与（業績連動賞与又はこれに類する報酬等において、支給が開始される最低限の目標を達成した場合に支払われるべき金額を指す。）に基づき決定されるものとし、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

注5：現任取締役とは、(i)被支給者が締結した「リテンション報酬等に関する契約」の効力発生日において当社の取締役会の構成員である者、または(ii)選任もしくは指名時における現任取締役の過半数以上の賛成票により当社の取締役会の構成員に選任され、もしくは候補者に指名された者をいい、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

注6：退任日とは、被支給者が対象期間中に解任等を受けた日をいう。ただし、法律、契約その他に基づき被支給者に対する契約終了の通知期間が定められている場合には、実際に契約が終了する日をいう。

## ②医療費

当社において支配権の異動が生じた場合において、対象期間中に被支給者が解任等を受けた場合、被支給者に12ヶ月分の医療費（注1）を一括で支給するものとする。ただし、当社との契約終了時において被支給者が当社から医療保険の提供を受けていなかった場合には適用しない。

注1：当社との契約終了時において被支給者が当社から提供を受けていた医療保険と同等の民間医療保険

を提供するための費用またはこれに代わる費用等をいい、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

(2)支給の条件

①被支給者がリテンション・プランに基づきリテンション報酬等の支給を受けるには、退任日から45日以内に、当社が任意に定める形式の権利放棄書および被支給者が全ての持分関連請求権を放棄する旨の持分権利放棄書（以下、総称して「権利放棄書」という。）を提出等することを条件とし、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

②被支給者がリテンション・プランに基づきリテンション報酬等の支給を受けるには、制限期間（注1）および地理的地域（注2）において、直接的にも間接的にも当社または当社グループの主要事業と競合等する事業に従事等しないことに同意することを条件とし、詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

注1：制限期間とは、退任日に開始し、退任日から18ヶ月目の日に終了する期間をいう。

注2：地理的地域とは、被支給者が当社の業務遂行中に責任を負っていた地域および退任日において当社が顧客を有しているあらゆる地域を意味するものとする。

③その他の条件については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

(3)その他、リテンション・プランに関する詳細については、「リテンション報酬等に関する契約」に定めるところによる。

## 第4号議案 取締役の報酬等（CPUアワード）改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成27年3月26日開催の第26期定時株主総会において、各事業年度について当社普通株式75,000株相当数を上限としてキャッシュ・ファントム・ユニットアワード（CPUアワード）（注）を付与することをご決議いただき今日に至っておりますが、今般、スキームの単純化のためキャッシュ・インセンティブ・プランの内容の一部（パフォーマンス・ベースのCPUアワードの権利の内容のうちパフォーマンス目標の定め）を変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

注：当社が取締役の報酬等として付与するCPUアワードとは、対象者に対して、行使日までの一定期間における当社普通株式の平均時価相当額を基礎として算出した額の現金の支給を受ける権利を付与するものであり、①所定のパフォーマンス目標を満たすことを条件として行使が可能となるパフォーマンス・ベースのCPUアワードと、②権利付与後一定期間ごとに行使が可能となるタイム・ベースのCPUアワードの2種類から構成されております。

CPUアワードの具体的な算定方法および内容については、所定のパフォーマンス目標を満たすことを条件として行使が可能となるパフォーマンス・ベースのCPUアワードと権利付与後一定期間ごとに行使が可能となるタイム・ベースのCPUアワードの内訳を適宜変動させることにより、各取締役の役割に応じたインセンティブの付与を可能とし、また、業績および株価への連動性を勘案し定めたものであり、相当であると考えております。

取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと

存じます。

現在の取締役は、7名（うち社外取締役2名）であります。

## 1. 取締役（社外取締役を除く）に対しキャッシュ・インセンティブ・プランを付与する理由

当社では、従前より当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、当社の株価と当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の受ける利益とを連動させることにより当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を強化し、株主価値を高めることを目的としてストック・オプションとしての新株予約権を発行してまいりました。

ストック・オプションの行使による新株発行に伴う希薄化に配慮しつつ、業績向上による株価上昇インセンティブのみならずストック・オプションでは得られにくい株価下落局面におけるダウンサイドリスクについても株主の皆様と共有すること、さらに従前基本報酬の内訳として加味していた業績連動要素の透明性を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、CPUアワードを付与するものであります。

## 2. キャッシュ・インセンティブ・プランの要領

### 【パフォーマンス・ベースのCPUアワード】

#### (1) 権利の内容

当社が所定のパフォーマンス目標（注1）を満たすことを条件として、対象者に付与されたCPUアワードの数に行使日の属する月の前3暦月間の当社普通株式の平均時価（注2）相当額を乗じ、本プランへの参加に関連し法令上必要な租税を源泉徴収した後の額（1円未満切捨て）に相当する額の現金の支払いを受ける権利。なお、パフォーマンス・ベースのCPUアワードについては、後述のタイム・ベースのCPUアワードと合わせて各事業年度において当社普通株式75,000株に相当する数を付与時の上限とするものとする。

注1：パフォーマンス目標とは、(i) 上半期（毎年1月1日～6月30日）分のCPUアワードについては、権利付与日の属する事業年度の上半期におけるプレGAAPマージン（当社が定めるところに従い、所定の業務費用および製品開発費、販売費および一般管理費、減価償却費、取得・統合費用、無形資産減価償却費ならびにその他の費用を差し引いた営業利益）から、権利付与日の属する事業年度の前事業年度の上半期におけるプレGAAPマージンを減じた結果が5億円超であること、(ii) 下半期（毎年7月1日～12月31日）分のCPUアワードについては、権利付与日の属する事業年度の下半期におけるプレGAAPマージンから、権利付与日の属する事業年度の前事業年度の下半期におけるプレGAAPマージンを減じた結果が5億円超であることをいう。

注2：時価とは、(i) 当社普通株式が東京証券取引所に上場している場合には、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、(ii) 当社普通株式が東京証券取引所に上場しないこととなった場合には、当社が信義に基づき定めた価格をいう。

注3：当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合等、本プランの対象となるCPUアワード数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整を行うことができる。

(2) 権利付与日

毎年1月1日とする。

(3) 行使可能期間

権利付与日後5年以内とする。

(4) 行使の条件

- ①対象者に付与されたCPUアワードのうち、50%を上半期分、残る50%を下半期分として、前記（1）注1記載のとおり、パフォーマンス目標を達成したか否かを判断するものとする。上半期分および下半期分の各々についてパフォーマンス目標を達成し、パフォーマンス・ベースのCPUアワードに基づく現金の支払いを受ける権利が確定した場合、かかる期間に適用される確定日（注）において、全部が行使可能となるものとする。

注：確定日とは、当社が当該CPUアワードに関するパフォーマンス目標が達成されたか否かを決定した日をいうものとし、上半期分については権利付与日の属する事業年度の上半期の末日以後の最初の10月1日、下半期分については権利付与日の属する事業年度の下半期の末日以後の最初の4月1日とする。

- ②対象者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を喪失した場合（死亡または身体的障害による場合を含む）において、当該時点で行使が可能となっていないCPUアワードについては、行使ができないものとする。但し、(i) 対象者が詐欺その他の不道德行為もしくは刑法上罰せられる行為を犯したなどの場合、(ii) 対象者が法、規則、もしくは当社の定款もしくは内規（対象者が会社法第423条に基づき当社に賠償責任を負う場合が含まれるが、これに限らない）に、故意により重大に違反した場合、(iii) 対象者が自己の職務、役割もしくは責任の履行を著しく怠ったか、その履行を拒否したか、もしくは過失により履行しなかった場合、または (iv) 対象者の振る舞いにより当社の業務に支障を来たした場合、以外の理由により、対象者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を喪失した場合であって、当社が、その裁量により、当該対象者による行使を認めた場合には、この限りではない。

- ③当社は、支配権の異動（注1）が生じた場合、当該時点で行使が可能となっていないCPUアワードについて、その裁量により、対象者による行使を認めることができる。

注1：支配権の異動とは、当社に関して、以下のいずれかの事由が最初に発生したことをいい、詳細については、「CPUアワードに関する契約」に定めるところによる。後記【タイム・ベースのCPUアワード】(4) 行使の条件においても同じ。

- (a) 当社株式を保有する者が、取締役の選任について一般的に議決権を有する当社の発行済普通株式の議決権総数の30%を超える議決権に相当する当社普通株式を、直接または間接的に取得する（または直近の取得日から遡って12ヶ月以内に取得した）場合。

- (b) 当社が当事者となる吸収合併または新設合併により、当該合併直前に発行されている当社の議決権付普通株式の保有者が、当該合併の直後において、当社または存続会社の取締役の選任について一般的に議決権を有する発行済普通株式の議決権総数の50%を超える議決権に相当する普通株式を、直接または間接を問わず維持できなくなる場合。
- (c) 当社の資産の全てもしくは実質的に全てを売却もしくは処分し、またはこれと同様の効果を有する何らかの取引が完了した場合（ただし、当社の一もしくは複数の子会社への売却もしくは処分を除く）。
- (d) 連続する12ヶ月間以内に当社の取締役会の構成が変更した結果、現任取締役（注2）が取締役全体の過半数を下回った場合。
- 注2：現任取締役とは、(i)各事業年度に付与するキャッシュ・インセンティブ・プランの具体的配分及び条件の詳細を取締役会が承認した日において当社の取締役会の構成員である者、または(ii)選任もしくは指名時における現任取締役の過半数以上の賛成票により当社の取締役会の構成員に選任され、もしくは候補者に指名された者をいい、詳細については、「CPUアワードに関する契約」に定めるところによる。
- ④その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

#### 【タイム・ベースのCPUアワード】

##### (1) 権利の内容

対象者に付与されたCPUアワードの数に行使日の属する月の前3暦月間の当社普通株式の平均時価（注1）相当額を乗じ、本プランへの参加に関連し法令上必要な租税を源泉徴収した後の額（1円未満切捨て）に相当する額の現金支払いを受ける権利。なお、タイム・ベースのCPUアワードについては、前述のパフォーマンス・ベースのCPUアワードと合わせて各事業年度において当社普通株式75,000株に相当する数を付与時の上限とするものとする。

注1：時価とは、(i) 当社普通株式が東京証券取引所に上場している場合には、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、(ii) 当社普通株式が東京証券取引所に上場しないこととなった場合には、当社が信義に基づき定めた価格をいう。

注2：当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合等、本プランの対象となるCPUアワード数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整を行うことができる。

##### (2) 権利付与日

毎年1月1日とする。

##### (3) 行使可能期間

権利付与日後5年以内とする。

##### (4) 行使の条件

- ①対象者に付与されたCPUアワードのうち、(i) 25%は権利付与日を含む暦年の12月31日、(ii) 25%は権利付与日を含む暦年から1暦年目の12月31日、(iii) 25%は権利付与日を含む暦年から2暦

年目の12月31日、(iv) 25%は権利付与日を含む暦年から3暦年目の12月31日から、それぞれ行使が可能となるものとする。

- ②対象者が、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を喪失した場合（死亡または身体的障害による場合を含む）において、当該時点で行使が可能となっていないCPUアワードについては、行使ができないものとする。但し、(i) 対象者が詐欺その他の不道德行為もしくは刑法上罰せられる行為を犯したなどの場合、(ii) 対象者が法、規則、もしくは当社の定款もしくは内規（対象者が会社法第423条に基づき当社に賠償責任を負う場合が含まれるが、これに限らない）に、故意により重大に違反した場合、(iii) 対象者が自己の職務、役割もしくは責任の履行を著しく怠ったか、その履行を拒否したか、もしくは過失により履行しなかった場合、または (iv) 対象者の振る舞いにより当社の業務に支障を来たした場合、以外の理由により、対象者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を喪失した場合であって、当社が、その裁量により、当該対象者による行使を認めた場合には、この限りではない。
- ③当社は、支配権の異動が生じた場合、当該時点で行使が可能となっていないCPUアワードについて、その裁量により、対象者による行使を認めることができる。
- ④その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)における世界経済は、年末に今後の経済成長を押し上げるとみられる税制改革法案を可決した米国経済の動向をはじめ、緩やかな景気拡大を見せる欧州経済並びに経済成長の安定維持が見られた中国をはじめとする新興国経済など、概ね安定した一年となりました。

わが国経済は、企業収益はじめ各種経済指標において改善が見られ、緩やかな回復基調が続いておりますが、上記の世界経済の動きによって受ける影響や地政学的リスクの更なる高まりもある中で推移いたしました。

情報産業につきましては、国内外問わずサーバ仮想化を含むクラウドコンピューティングとそれに伴うITサービスの需要をはじめ、IoT (Internet of Things) やAI(Artificial Intelligence)などの新分野への関心が高まってきており、IT投資を牽引しております。特にIoT関連の支出額に関しては2021年に1兆4,000億ドル (153兆4,400億円) 規模にまで達する見通しだと言われております。

セキュリティ業界におきましては、引き続き特定の企業や組織を狙う標的型攻撃をはじめ、国家機関などを狙ったサイバー攻撃が数多く散見され、企業の顧客情報、個人のプライベート情報の漏洩の被害も相次ぎました。特に身代金要求型不正プログラムであるランサムウェアなどが国内外を問わず横行しました。今後は、仮想通貨に関連した脅威、IoTにおけるデバイスや環境を狙った攻撃、社会的、政治的なサイバー攻撃など、より巧妙な攻撃が増加する中で、さまざまな脅威に対応できるセキュリティ技術を採用し、すべての防壁層でリスクを最小限に抑えることが求められます。

このような環境下、当社グループの経営状況は以下のようなものであります。

日本地域につきましては、企業向けビジネスにおいて主にクラウド関連ビジネスが力強い成長を見せました。個人向けビジネスにおきましては堅調な更新ビジネスを中心に微増となりました。その結果、同地域の売上高は59,142百万円(前年同期比5.3%増)と増収となりました。

北米地域につきましては、個人向けビジネスはユーザ数の減少などによる減収傾向が続いておりますが、企業向けビジネスはTippingPointの貢献を中心に大幅な増収となりました。その結果、同地域の売上高は41,991百万円(前年同期比20.5%増)と二桁増収となりました。

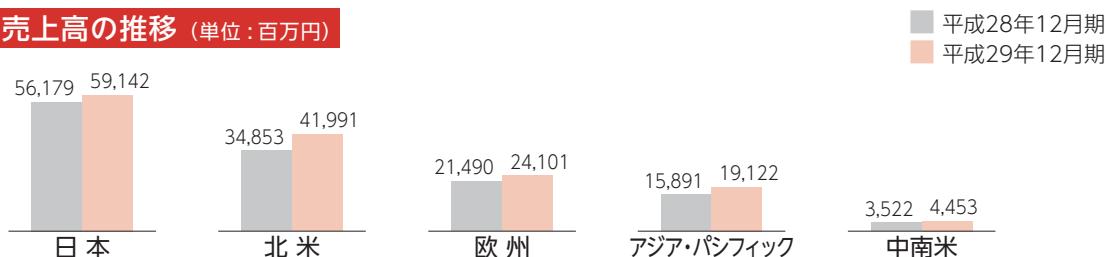
欧州地域につきましては、主にクラウド関連ビジネス並びに標的型攻撃対策関連ビジネスが伸長し、それらに伴い従来型セキュリティも成長するなど企業向けビジネスが同地域を牽引しました。また円安の影響も受け、同地域の売上高は24,101百万円(前年同期比12.2%増)と二桁増収となりました。

アジア・パシフィック地域につきましては、企業向けビジネスにおいて標的型攻撃対策関連ビジネス並びにクラウド関連ビジネスが大幅に伸長し、それらに伴い従来型セキュリティも大きく拡大しました。特に中東が同地域の売上を牽引し、加えて円安の影響もあり、その結果、同地域の売上高は19,122百万円(前年同期比20.3%増)と二桁増収となりました。

中南米地域につきましては、クラウド関連ビジネスをはじめ従来型セキュリティが伸長し、メキシコが同地域を牽引しました。その結果、同地域の売上高は4,453百万円(前年同期比26.4%増)と二桁増収となりました。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度における売上高は148,811百万円(前年同期比12.8%増)と全地域において増収となりました。

### 地域別売上高の推移 (単位: 百万円)



一方費用につきましては、主に人件費が増え、加えて株価変動に伴う自社株連動型報酬も株価上昇により増加し、また円安の効果も大きく、売上原価および、販売費及び一般管理費の合計費用は112,370百万円(前年同期比15.2%増)と増加となり、当連結会計年度の営業利益は36,441百万円(前年同期比6.1%増)と増益となりました。

また、当連結会計年度の経常利益は37,035百万円(前年同期比5.4%増)となり、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は前年にあった関係会社株式売却益がなくなり25,691百万円(前年同期比4.2%増)となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,599百万円であり、主要なものは新技術の開発、基幹業務の合理化に必要なサーバ、PC及び周辺機器等を取得しております。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事実はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界には、既存セキュリティベンダの他、他業種からのM&Aや新規参入なども国内外問わず活発となっており、当社グループにとってこのような業界再編や新しい競合企業の市場参入は流動的で今後の展開が読みにくく、市場競争を更に熾烈なものにすることと予想されます。あわせて

IoT時代を迎えたことにより、膨大かつ重要なデータ及びインフラの安全確保や、それを実現するAI技術のセキュリティへの実装など、今後益々「環境」や「ユーザ行動」の変化を捉えた適切な対策が求められます。

このような競争の激化と市場の変化、加えて日々進化する新しい脅威に対して多角的セキュリティ対策を実現すべく、当社グループは、これまで幅広い技術の強化を図る目的のもと企業買収を行ってまいりました。これら買収した企業の技術を有機的に結合することで、クラウド型の技術基盤SPNをコアとし様々な脅威を相関分析してセキュリティを実現する各種製品及びサービスを他社に先駆け提供いたしております。

当社グループは「デジタルインフォメーションを安全に交換できる世界」というビジョンを実現するために、セキュリティの専門家「スレット ディフェンス エキスパート」として、AI技術をはじめとする先進技術とメールやWebなどのレピュテーション、挙動監視、機械学習などの実績を融合させたセキュリティにおけるアプローチ「クロスジェネレーション (XGen) セキュリティ」を進めてまいります。当社が培ってきたスレットインテリジェンスに基づき、セキュリティ技術を適材適所で組み合わせ、変化する課題を解決するために継続的に進化し続ける「XGenセキュリティ」をもって、より付加価値の高いセキュリティソリューションを提供すると共に安定的な財務基盤を維持しつつ継続的な成長を目指していきたくと考えております。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 項 目                           | 年 度 | 第 26 期<br>平成26年12月期 | 第 27 期<br>平成27年12月期 | 第 28 期<br>平成28年12月期 | 第 29 期<br>平成29年12月期 |
|-------------------------------|-----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売 上 高 (百万円)                   |     | 115,205             | 124,317             | 131,936             | 148,811             |
| 経 常 利 益 (百万円)                 |     | 35,992              | 34,071              | 35,138              | 37,035              |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 (百万円) |     | 22,303              | 21,435              | 24,651              | 25,691              |
| 1 株当たり当期純利益 (円)               |     | 165.68              | 157.71              | 179.63              | 187.01              |
| 総 資 産 (百万円)                   |     | 279,938             | 290,520             | 308,537             | 331,157             |
| 純 資 産 (百万円)                   |     | 153,094             | 159,693             | 166,471             | 177,077             |

[ご参考]

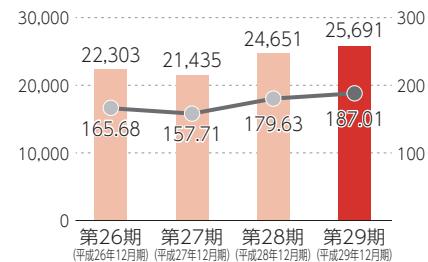
■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)  
 — 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)  
 ■ 純資産 (百万円)



**(6) 重要な子会社の状況**

| 会社名                                         | 資本金                    | 持株比率 | 主要な事業内容                            |
|---------------------------------------------|------------------------|------|------------------------------------|
| Trend Micro Incorporated (台湾)               | 212,500,000<br>ニュー台湾ドル | 100% | セキュリティ関連製品の開発・販売                   |
| Trend Micro Incorporated (米国)               | 477,250.67<br>米ドル      | 100% | セキュリティ関連製品の開発・販売                   |
| Trend Micro Australia Pty.Ltd.<br>(オーストラリア) | 150,000<br>豪ドル         | 100% | セキュリティ関連製品の開発・販売                   |
| Trend Micro (EMEA) Limited<br>(アイルランド)      | 21,372,061.63<br>ユーロ   | 100% | 関係会社に対する業務支援及び<br>セキュリティ関連製品の開発・販売 |

- (注) 1. 連結決算の対象は、非連結子会社2社を除く全ての子会社及び関連会社であり、上記の重要な子会社4社を含む連結子会社35社、持分法適用関連会社2社であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

**(7) 主要な事業内容**

コンピュータ及びインターネット用セキュリティ関連ソフトウェアの開発・販売

**(8) 主要な拠点等**

|       |                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社    | 東京都渋谷区                                                                                                                                            |
| 営業所   | 大阪営業所 (大阪市淀川区)<br>福岡営業所 (福岡市博多区)<br>名古屋営業所 (名古屋市中区)                                                                                               |
| 海外子会社 | Trend Micro Incorporated (台湾)<br>Trend Micro Incorporated (米国)<br>Trend Micro Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)<br>Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド) |

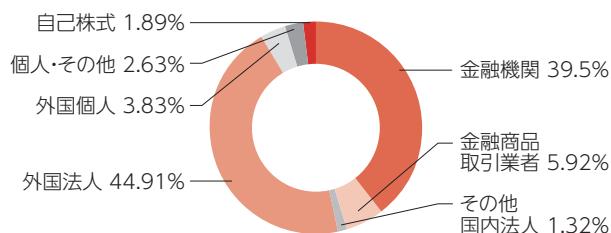
(9) 従業員の状況

| 部門等の名称            | 従業員数(名) |
|-------------------|---------|
| 販 売 部 門           | 1,453   |
| マ ー ケ テ ィ ン グ 部 門 | 366     |
| 製 品 サ ポ ー ト 部 門   | 1,281   |
| 研 究 開 発 部 門       | 2,019   |
| 管 理 部 門           | 851     |
| 合 計               | 5,970   |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 137,635,430株  
 (自己株式2,657,574株を除く。)  
 (3) 株 主 数 6,522名

所有者別分布状況 (ご参考)



(4) 上位10名の株主

| 株 主 名                                        | 持 株 数 (株)  | 持株比率 (%) |
|----------------------------------------------|------------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                     | 22,002,700 | 15.98    |
| トゥルーウェイカンパニーリミテッド                            | 12,186,500 | 8.85     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                   | 11,819,400 | 8.58     |
| チャン ミン ジャン                                   | 5,367,000  | 3.89     |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)                   | 3,407,300  | 2.47     |
| バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド シンガポール クライアantz | 3,336,394  | 2.42     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)                  | 2,923,000  | 2.12     |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (投信受入担保口)                   | 2,520,300  | 1.83     |
| ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234     | 1,971,641  | 1.43     |
| チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアantz アカunt エスクロウ | 1,903,509  | 1.38     |

(注) 1. 事業報告上の持株数は、株主名簿上の持株数に従い記載しております。  
 2. 持株比率は、自己株式 (2,657,574株) を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日ににおける当社役員の保有する新株予約権の状況

|                  | 第30回        | 第31回       | 第32回        |
|------------------|-------------|------------|-------------|
| 発行決議日            | 平成25年12月12日 | 平成26年5月13日 | 平成26年11月14日 |
| 区分               | 取締役（注）      | 取締役（注）     | 取締役（注）      |
| 保有者数             | 3名          | 4名         | 4名          |
| 新株予約権の数          | 554個        | 3,600個     | 590個        |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 55,400株     | 360,000株   | 59,000株     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式        | 普通株式       | 普通株式        |
| 新株予約権1個当たりの発行価額  | 無償          | 無償         | 無償          |
| 権利行使時1株当たりの行使価額  | 3,660円      | 3,220円     | 3,640円      |
| 権利行使期限           | 平成30年12月27日 | 平成31年5月27日 | 平成31年12月1日  |
| 新株予約権の行使の条件      | （別記）        | （別記）       | （別記）        |
|                  | 第33回        | 第34回       | 第35回        |
| 発行決議日            | 平成27年12月22日 | 平成28年9月14日 | 平成29年12月7日  |
| 区分               | 取締役（注）      | 取締役（注）     | 取締役（注）      |
| 保有者数             | 4名          | 3名         | 4名          |
| 新株予約権の数          | 1,384個      | 1,200個     | 1,200個      |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 138,400株    | 120,000株   | 120,000株    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式        | 普通株式       | 普通株式        |
| 新株予約権1個当たりの発行価額  | 無償          | 無償         | 無償          |
| 権利行使時1株当たりの行使価額  | 4,690円      | 3,545円     | 6,430円      |
| 権利行使期限           | 平成33年1月11日  | 平成33年9月29日 | 平成34年12月22日 |
| 新株予約権の行使の条件      | （別記）        | （別記）       | （別記）        |

（注）当事業年度末日において、社外取締役および監査役の保有する新株予約権はありません。

(別記)

新株予約権の主な行使の条件

- イ. 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。
- ハ. 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。

## (2) 当社子会社取締役および従業員に対し、当事業年度中に交付した新株予約権の状況

| 第35回                               |                              |
|------------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日                              | 平成29年12月7日                   |
| 交付した当社子会社取締役および従業員（当社取締役および従業員を除く） | 10名（2,250個）                  |
| 新株予約権の数                            | 2,250個                       |
| 新株予約権の目的となる株式の数                    | 225,000株                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                   | 普通株式                         |
| 新株予約権1個当たりの発行価額                    | 無 償                          |
| 権利行使時1株当たりの行使価額                    | 6,430円                       |
| 行 使 期 間                            | 自平成29年12月23日<br>至平成34年12月22日 |
| 新株予約権の行使の条件                        | (注)                          |

(注) 前記「(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況」の別記と同内容となります。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

当事業年度末日における当社従業員ならびに当社子会社取締役および従業員の保有する新株予約権の状況

|                  | 第30回               | 第31回                                | 第32回               |
|------------------|--------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 発行決議日            | 平成25年12月12日        | 平成26年5月13日                          | 平成26年11月14日        |
| 区分               | 当社子会社取締役<br>および従業員 | 当社従業員<br>ならびに当社<br>子会社取締役<br>および従業員 | 当社子会社取締役<br>および従業員 |
| 新株予約権の数          | 1,309個             | 17,700個                             | 1,722個             |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 130,900株           | 1,770,000株                          | 172,200株           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式               | 普通株式                                | 普通株式               |
| 新株予約権1個当たりの発行価額  | 無償                 | 無償                                  | 無償                 |
| 権利行使時1株当たりの行使価額  | 3,660円             | 3,220円                              | 3,640円             |
| 権利行使期限           | 平成30年12月27日        | 平成31年5月27日                          | 平成31年12月1日         |
| 新株予約権の行使の条件      | (注)                | (注)                                 | (注)                |
|                  | 第33回               | 第34回                                | 第35回               |
| 発行決議日            | 平成27年12月22日        | 平成28年9月14日                          | 平成29年12月7日         |
| 区分               | 当社子会社取締役<br>および従業員 | 当社従業員<br>ならびに当社<br>子会社取締役<br>および従業員 | 当社子会社取締役<br>および従業員 |
| 新株予約権の数          | 1,684個             | 10,240個                             | 2,250個             |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 168,400株           | 1,024,000株                          | 225,000株           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式               | 普通株式                                | 普通株式               |
| 新株予約権1個当たりの発行価額  | 無償                 | 無償                                  | 無償                 |
| 権利行使時1株当たりの行使価額  | 4,690円             | 3,545円                              | 6,430円             |
| 権利行使期限           | 平成33年1月11日         | 平成33年9月29日                          | 平成34年12月22日        |
| 新株予約権の行使の条件      | (注)                | (注)                                 | (注)                |

(注) 前記「(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況」の別記と同内容となります。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役の氏名等

(平成29年12月31日現在)

| 氏名         | 地位および担当  | 重要な兼職の状況                                                                              |
|------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| チャン ミン ジャン | 代表取締役会長  |                                                                                       |
| エバ・チェン     | 代表取締役社長  | 当社グループCEO                                                                             |
| 根岸マヘンドラ    | 代表取締役副社長 | 当社グループCFO                                                                             |
| ワイエル・モハメド  | 取締役副社長   | 当社グループCOO                                                                             |
| 大三川 彰彦     | 取締役副社長   | 日本地域担当兼グローバル<br>コンシューマビジネス担当<br>兼IoT事業推進本部本部長                                         |
| 野中 郁次郎     | 取締役      | 一橋大学 名誉教授                                                                             |
| 古賀 哲夫      | 取締役      | 株式会社ヒト・コミュニケーションズ 社外取締役<br>株式会社朝日ネット 社外取締役                                            |
| 千歩 優       | 常勤監査役    |                                                                                       |
| 長谷川 文男     | 監査役      |                                                                                       |
| 亀岡 保夫      | 監査役      | 大光監査法人 理事長兼代表社員                                                                       |
| 藤田 浩司      | 監査役      | 奥野総合法律事務所・外国法共同事業 副所長/弁護士<br>デクセリアルズ株式会社 社外取締役<br>ニチレキ株式会社 社外取締役<br>イリソ電子工業株式会社 社外取締役 |

- (注) 1. 平成29年3月28日開催の第28期定時株主総会において、取締役古賀哲夫氏が新たに選任され、就任いたしました。
2. 当社の役員は平成29年12月31日現在、取締役7名、監査役4名の計11名であり、そのうち1名が女性、10名が男性で構成されています。なお当該女性の役員は、当社の代表取締役社長であります。
3. 取締役野中郁次郎氏および取締役古賀哲夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役4名全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役千歩優氏は長年に亘る経理、管理部門の経験により、監査役長谷川文男氏は長年に亘る財務、経理部門の経験により、監査役亀岡保夫氏は公認会計士の資格と経験により、また監査役藤田浩司氏は弁護士の資格と会社再建や企業法務に係る多くの経験により、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届出をしております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、社外取締役については金1,600万円、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 人 数 | 報酬等の額  | 摘 要             |
|-------|-----|--------|-----------------|
| 取 締 役 | 7名  | 484百万円 | うち社外取締役2名 14百万円 |
| 監 査 役 | 4名  | 24百万円  | 監査役4名は全員社外監査役   |

(注) 取締役の報酬等には、取締役（社外取締役を除く）に付与されたストック・オプションによる報酬額110百万円および付与されたキャッシュ・ファントム・ユニットアワードに業績や株価を反映するキャッシュ・インセンティブ・プランに基づく報酬196百万円が含まれております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

| 氏 名                | 取締役会および監査役会への出席および発言の状況                                                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野 中 郁次郎<br>(取 締 役) | 取締役会は開催9回中8回(88%)に出席し、経営論等の専門性に基づく高い見地から適宜発言を行っております。                                                                  |
| 古 賀 哲 夫<br>(取 締 役) | 取締役会は取締役就任後に開催された7回の全て(100%)に出席し、実業界における豊富な経験から適宜発言を行っております。                                                           |
| 千 歩 優<br>(常勤監査役)   | 取締役会は開催9回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、長年に亘る経理、管理部門の経験に基づき、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。 |
| 長谷川 文 男<br>(監 査 役) | 取締役会は開催9回の全て(100%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、長年に亘る財務、管理部門の経験に基づき、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。 |
| 亀 岡 保 夫<br>(監 査 役) | 取締役会は開催9回中8回(88%)に、監査役会は開催14回の全て(100%)に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。   |
| 藤 田 浩 司<br>(監 査 役) | 取締役会は開催9回の全て(100%)に、監査役会は開催14回中13回(92%)に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問や意見表明を行っております。    |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額          | 88百万円 |
| ロ. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 88百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬とを区分しておらず、また実質的にも区分できないため、イ.の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち3社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合のほか、職務遂行の状況等を勘案の上、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

当社の取締役の業務の適正を確保するための体制の基本方針および当該体制の運用状況の概要

### (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、機密事項管理規程および機密事項管理運営細則ならびにその他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、当社の取締役および監査役が常時閲覧できる状態を維持する。その保存期間については、文書取扱規程に定める期間とする。
- ii) 情報システムに関わる情報の保護および保存は、情報セキュリティポリシー (Information Security Policy) の定めるところによる。

### (2) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- i) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、製品ならびにサービスに関するリスクおよび社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整える。
- ii) 当社は、コンプライアンスおよびリスク管理体制を統括する組織としてリスク管理室を設置する。また、当社の代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置する。
- iii) 情報の漏洩、盗難、紛失、破損、不正な改変等は、当社に甚大な損害と信用の失墜をもたらす。よって当社は情報セキュリティポリシー (Information Security Policy)、機密事項管理規程、危機管理ガイドライン、個人情報保護マニュアル等の規定に基づき、これらのリスク管理を行う。
- iv) 不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する当社の取締役を危機管理責任者とする緊急対策室 (SWAT) を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

### (3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関する重要事項についてはエグゼクティブ・ミーティングでの議論の結果および定期的に行われる予算レビュー・プロセスを参考としつつその執行決定を行う。
- ii) 当社の取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、エグゼクティブに関する規程等において、それぞれの責任者とその責任、執行手続きについて定める。

**(4) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- i) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範（Code of Conduct）、内部者取引管理規程等を定める。なお、行動規範（Code of Conduct）については、全ての当社グループ役職員に対して年1回のAcknowledgmentを実施するものとする。  
また、必要に応じて各担当部署において、各種ガイドライン等の策定、研修の実施を行うものとする。
- ii) 当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの維持、向上を推進する。
- iii) 当社グループは、内部統制システムの推進責任者として、インターナル・コントロール・マネージャーを任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命のうえ、活動する。
- iv) 当社および当社子会社の取締役は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- v) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報・報告体制を定める規程たるホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）に基づき、人事部および監査部（Internal Audit Department）を責任部署としてその運用を行う。監査部長（Internal Auditor）は該当事実の存否および内容を取りまとめ、四半期毎にCFOおよび監査役に、また必要に応じてCEOに報告を行う。但し緊急を要すると判断される事項はその都度報告する。
- vi) 当社の監査役は当社グループの法令遵守体制およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

**(5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- i) 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社を含むグループ会社全社に行動規範（Code of Conduct）およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ（Whistle-blowing Report Procedure）を適用するとともに、関係会社管理規程に基づき業務執行に係るリスクの把握およびそれぞれの子会社の規模、事業内容等に応じた管理体制の構築を求め、定期的にそれらの内容を確認するものとする。  
経営管理については、エグゼクティブに関する規程、関係会社管理規程、経理に関する管理及び権限規程（Finance Control & Approval and Signature Authority）を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、エグゼクティブ・ミーティングでの討議や定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じモニタリングを行う。

当社および当社子会社の取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項、その他リスク管理上懸念のある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役および取締役会に報告するものとする。

ii) 当社およびグループ会社における財務報告の信頼性を確保する為、財務報告にかかる内部統制システムの運用を行う。

iii) 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、子会社の取締役は当社の取締役会および監査役に報告するものとする。

当該報告を受けた当社の監査役は取締役会に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることが出来るものとする。

iv) 監査部長（Internal Auditor）は、適宜子会社に赴き業務執行の状況全般にわたってモニタリングを行う。

v) 当社の監査役は、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況について調査を行う。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

i) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という。）を求めた場合、必要な員数および求められる資質等について、監査役と協議のうえ適切な人員を配置する。

ii) 監査役スタッフを置くこととなった場合には、監査役スタッフの人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

iii) 監査役が必要とする場合には、監査役は所属長に通知の上、使用人に特定事項の監査業務等を指示することができる。この場合、当該指示を受けた使用人は、当該業務については通常業務の指揮命令系統には従わず監査役に報告を行う。

iv) 当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとする。

**(7) 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

i) 当社の取締役は次に定める事項を当社の監査役に報告する。

- ① エグゼクティブ・ミーティングで決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 経営状況として重要な事項
- ④ 内部統制の監査および整備・運用の状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 会計方針の変更および導入に関する事項

⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

また、当社および当社子会社の使用人は②、④、⑤および⑦に関する重大な事実を発見した場合には、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

ii) 当社のグループ会社全社に適用される行動規範 (Code of Conduct) およびホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保する。

iii) ホイッスルブローイング・レポート・プロシージャ (Whistle-blowing Report Procedure) において、全ての報告を慎重に取扱い、報告をした者の秘匿について最大限の努力を払うべき旨を定め、また報告をした者が不利益取扱いを受けないことを明記する。

**(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

i) 監査役がその職務を遂行するために必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求める事ができ、そのための費用を含む監査役の職務の執行に必要な費用の前払いまたは償還を会社に請求できるものとする。

**(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

i) 当社の代表取締役は当社の監査役と定期的に意見交換する機会を設定して意思の疎通を図るものとし、また、監査役の当社の事業内容に対する理解を深めるために、必要に応じて当社の使用人から担当業務に関する聴取の機会を設定する。

ii) 内部監査を担当する監査部 (Internal Audit Department) は、当社の監査役と定期的に内部監査結果について協議および意見交換を行い、情報交換および緊密な連携を図るものとする。

iii) 当社の取締役は、当社の監査役が取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するためにコンプライアンス・セキュリティ委員会やエグゼクティブ・ミーティング等の重要な会議に出席する機会を確保する。

iv) 当社の監査役は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めるとともに意見を述べるものとする。

v) 当社は、社外監査役の選任にあたって、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家を招へいするよう努める。

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、当該基本方針に基づき、以下のような取り組みを行っております。

- ① 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、行動規範（Code of Conduct）を定め、全ての当社グループ役職員に対して、年1回のAcknowledgmentを実施しております。
- ② コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織であるリスク管理室を事務局として、コンプライアンス・セキュリティ委員会を四半期に1回開催しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、当社の役職員を対象とした社内研修を年間スケジュールを組み、定期的に行っております。
- ③ 監査役、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人は、定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。
- ④ 監査役は、取締役会を始めとする重要な会議への出席や稟議書等の重要書類を閲覧する他、代表取締役、監査部長および監査役による四半期ごとのレビューミーティング、代表取締役と監査役との定期的な意見交換や取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取等を通じて、当社の事業内容についての理解を深め、監査の実効性を確保しております。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>〈資産の部〉</b>   |                | <b>〈負債の部〉</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>216,792</b> | <b>流動負債</b>        | <b>108,764</b> |
| 現金及び預金          | 85,897         | 支払手形及び買掛金          | 730            |
| 受取手形及び売掛金       | 40,065         | 未払金                | 4,635          |
| 有価証券            | 66,535         | 未払費用               | 5,636          |
| たな卸資産           | 2,980          | 未払法人税等             | 3,509          |
| 繰延税金資産          | 15,810         | 賞与引当金              | 2,312          |
| その他             | 5,788          | 返品調整引当金            | 795            |
| 貸倒引当金           | △286           | 短期繰延収益             | 83,534         |
|                 |                | その他                | 7,610          |
| <b>固定資産</b>     | <b>114,365</b> | <b>固定負債</b>        | <b>45,315</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,222</b>   | 長期繰延収益             | 38,450         |
| 工具、器具及び備品       | 4,278          | 退職給付に係る負債          | 4,906          |
| その他             | 3,944          | その他                | 1,957          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>40,294</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>154,079</b> |
| ソフトウェア          | 11,482         |                    |                |
| のれん             | 14,978         | <b>〈純資産の部〉</b>     |                |
| その他             | 13,834         | <b>株主資本</b>        | <b>173,626</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>65,847</b>  | 資本金                | 18,386         |
| 投資有価証券          | 49,788         | 資本剰余金              | 23,162         |
| 関係会社株式          | 2,605          | 利益剰余金              | 140,794        |
| 繰延税金資産          | 11,863         | 自己株式               | △8,717         |
| その他             | 1,590          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,782</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>331,157</b> | その他有価証券評価差額金       | 38             |
|                 |                | 為替換算調整勘定           | 2,263          |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額       | △519           |
|                 |                | <b>新株予約権</b>       | <b>1,662</b>   |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>6</b>       |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>177,077</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>331,157</b> |

## 連結損益計算書 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |         |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高             |        | 148,811 |
| 売上原価            |        | 28,138  |
| 売上総利益           |        | 120,672 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 84,231  |
| 営業利益            |        | 36,441  |
| 営業外収益           |        |         |
| 受取利息            | 1,211  |         |
| 有価証券売却益         | 72     |         |
| 持分法による投資利益      | 586    |         |
| デリバティブ評価益       | 134    |         |
| その他             | 224    | 2,230   |
| 営業外費用           |        |         |
| 支払利息            | 3      |         |
| 有価証券売却損         | 44     |         |
| 固定資産除却損         | 103    |         |
| 為替差損            | 1,390  |         |
| その他             | 93     | 1,635   |
| 経常利益            |        | 37,035  |
| 特別利益            |        |         |
| 新株予約権戻入益        | 60     | 60      |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 37,096  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 11,831 |         |
| 法人税等調整額         | △427   | 11,403  |
| 当期純利益           |        | 25,692  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 1       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 25,691  |

連結株主資本等変動計算書 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

|                          | 株主資本   |        |         |         |         |
|--------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|
|                          | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本合計  |
| 当期首残高                    | 18,386 | 22,581 | 134,448 | △10,335 | 165,081 |
| 当期変動額                    |        |        |         |         |         |
| 剰余金の配当                   |        |        | △19,337 |         | △19,337 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |        |        | 25,691  |         | 25,691  |
| 自己株式の処分                  |        | 581    |         | 1,618   | 2,199   |
| 連結範囲の変動                  |        |        | △7      |         | △7      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |        |        |         |         |         |
| 当期変動額合計                  | －      | 581    | 6,346   | 1,618   | 8,545   |
| 当期末残高                    | 18,386 | 23,162 | 140,794 | △8,717  | 173,626 |

|                          | その他の包括利益累計額          |              |                      |                       | 新株予約権 | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計   |
|--------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|-------------|---------|
|                          | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |       |             |         |
| 当期首残高                    | △211                 | 688          | △696                 | △219                  | 1,605 | 4           | 166,471 |
| 当期変動額                    |                      |              |                      |                       |       |             |         |
| 剰余金の配当                   |                      |              |                      |                       |       |             | △19,337 |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      |                      |              |                      |                       |       |             | 25,691  |
| 自己株式の処分                  |                      |              |                      |                       |       |             | 2,199   |
| 連結範囲の変動                  |                      |              |                      |                       |       |             | △7      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 249                  | 1,575        | 176                  | 2,001                 | 57    | 1           | 2,060   |
| 当期変動額合計                  | 249                  | 1,575        | 176                  | 2,001                 | 57    | 1           | 10,605  |
| 当期末残高                    | 38                   | 2,263        | △519                 | 1,782                 | 1,662 | 6           | 177,077 |

# 計算書類

## 貸借対照表（平成29年12月31日現在）

（単位：百万円）

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>〈資産の部〉</b>   |                | <b>〈負債の部〉</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>88,887</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>54,020</b>  |
| 現金及び預金          | 17,209         | 買掛金             | 146            |
| 売掛金             | 10,744         | 未払金             | 11,885         |
| 有価証券            | 35,947         | 未払費用            | 4              |
| 製品              | 190            | 未払法人税等          | 2,834          |
| 原材料             | 316            | 未払消費税等          | 842            |
| 貯蔵品             | 110            | 預り金             | 225            |
| 前払費用            | 150            | 返品調整引当金         | 514            |
| 繰延税金資産          | 12,397         | 短期繰延収益          | 36,623         |
| 関係会社短期貸付金       | 5,087          | その他             | 943            |
| 未収入金            | 6,248          | <b>固定負債</b>     | <b>25,423</b>  |
| その他             | 486            | 長期繰延収益          | 21,943         |
| <b>固定資産</b>     | <b>71,096</b>  | 長期未払金           | 2              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>546</b>     | 退職給付引当金         | 3,336          |
| 建物              | 911            | その他             | 140            |
| 工具、器具及び備品       | 1,286          | <b>負債合計</b>     | <b>79,443</b>  |
| 減価償却累計額         | △1,652         | <b>〈純資産の部〉</b>  |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>4,862</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>78,895</b>  |
| ソフトウェア          | 3,570          | <b>資本金</b>      | <b>18,386</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 982            | <b>資本剰余金</b>    | <b>23,162</b>  |
| のれん             | 86             | 資本準備金           | 21,108         |
| その他             | 223            | その他資本剰余金        | 2,053          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>65,687</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>46,063</b>  |
| 投資有価証券          | 28,969         | 利益準備金           | 20             |
| 関係会社株式          | 25,798         | その他利益剰余金        | 46,043         |
| 関係会社長期貸付金       | 1,695          | 繰越利益剰余金         | 46,043         |
| 敷金              | 525            | <b>自己株式</b>     | <b>△8,717</b>  |
| 会員権             | 4              | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△17</b>     |
| 繰延税金資産          | 8,769          | その他有価証券評価差額金    | △17            |
| 投資損失引当金         | △75            | <b>新株予約権</b>    | <b>1,662</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>159,984</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>80,541</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>159,984</b> |

損益計算書 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金      | 額      |
|-------------------|--------|--------|
| <b>売上高</b>        |        |        |
| 製品売上高             | 59,220 |        |
| ロイヤリティー収入         | 87     | 59,307 |
| <b>売上原価</b>       |        | 13,743 |
| <b>売上総利益</b>      |        | 45,563 |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |        | 27,920 |
| <b>営業利益</b>       |        | 17,642 |
| <b>営業外収益</b>      |        |        |
| 関係会社貸付金利息         | 370    |        |
| 受取利息              | 1      |        |
| 有価証券利息            | 178    |        |
| 受取配当金             | 447    |        |
| 有価証券売却益           | 72     |        |
| デリバティブ評価益         | 134    |        |
| その他               | 76     | 1,280  |
| <b>営業外費用</b>      |        |        |
| 為替差損              | 118    |        |
| 有価証券売却損           | 44     |        |
| 固定資産除却損           | 58     |        |
| その他               | 62     | 283    |
| <b>経常利益</b>       |        | 18,639 |
| <b>特別利益</b>       |        |        |
| 新株予約権戻入益          | 32     | 32     |
| <b>税引前当期純利益</b>   |        | 18,672 |
| 法人税、住民税及び事業税      | 5,801  |        |
| 法人税等調整額           | △811   | 4,990  |
| <b>当期純利益</b>      |        | 13,681 |

## 株主資本等変動計算書 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

|                          | 株主資本   |        |          |       |                     |
|--------------------------|--------|--------|----------|-------|---------------------|
|                          | 資本金    | 資本剰余金  |          | 利益剰余金 |                     |
|                          |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |
| 当期首残高                    | 18,386 | 21,108 | 1,472    | 20    | 51,698              |
| 当期変動額                    |        |        |          |       |                     |
| 剰余金の配当                   |        |        |          |       | △19,337             |
| 当期純利益                    |        |        |          |       | 13,681              |
| 自己株式の処分                  |        |        | 581      |       |                     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |        |        |          |       |                     |
| 当期変動額合計                  | —      | —      | 581      | —     | △5,655              |
| 当期末残高                    | 18,386 | 21,108 | 2,053    | 20    | 46,043              |

|                          | 株主資本    |         | 評価・換算差額等         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|--------------------------|---------|---------|------------------|-------|---------|
|                          | 自己株式    | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 |       |         |
| 当期首残高                    | △10,335 | 82,352  | △203             | 1,605 | 83,754  |
| 当期変動額                    |         |         |                  |       |         |
| 剰余金の配当                   |         | △19,337 |                  |       | △19,337 |
| 当期純利益                    |         | 13,681  |                  |       | 13,681  |
| 自己株式の処分                  | 1,618   | 2,199   |                  |       | 2,199   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |         | 186              | 57    | 243     |
| 当期変動額合計                  | 1,618   | △3,456  | 186              | 57    | △3,212  |
| 当期末残高                    | △8,717  | 78,895  | △17              | 1,662 | 80,541  |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

トレンドマイクロ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 敬 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 谷 哲 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月13日

トレンドマイクロ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 敬 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 梅 谷 哲 史 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレンドマイクロ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、統括する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、報告を受けるとともに子会社からも事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を我が国において監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令及び企業会計審議会が公表する諸基準等に従って品質管理システムを整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

トレンドマイクロ株式会社 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 千 歩 優   | ㊞ |
| 監 査 役 | 長谷川 文 男 | ㊞ |
| 監 査 役 | 亀 岡 保 夫 | ㊞ |
| 監 査 役 | 藤 田 浩 司 | ㊞ |

(注) 監査役4名全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上





# 株主メモ

---

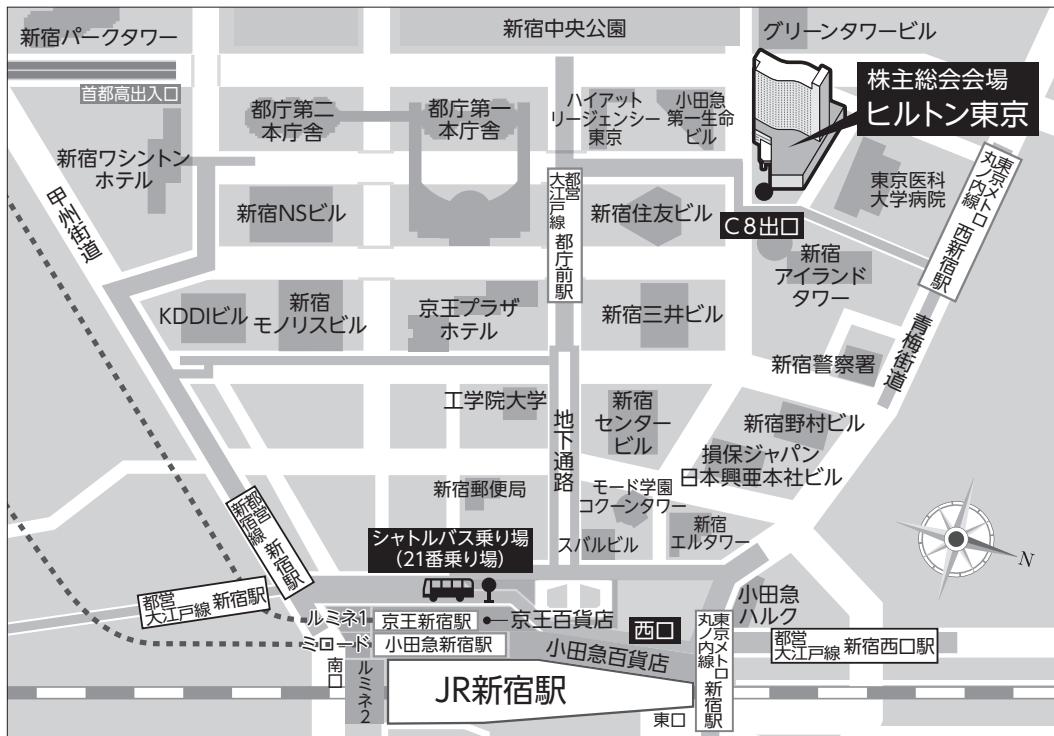
|                        |                                                                                                                                                        |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                   | 1月1日～12月31日                                                                                                                                            |
| 期末配当金受領株主確定日           | 12月31日                                                                                                                                                 |
| 中間配当金受領株主確定日           | 6月30日                                                                                                                                                  |
| 定時株主総会                 | 毎年3月                                                                                                                                                   |
| 株主名簿管理人<br>特別口座の口座管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                                                                                          |
| 同連絡先                   | 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部<br>東京都府中市日鋼町1-1<br>TEL 0120-232-711 (通話料無料)<br>郵送先は以下の通りです。<br>〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号<br>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部                      |
| 上場証券取引所                | 東京証券取引所 市場第一部                                                                                                                                          |
| 公告の方法                  | 電子公告により行う 公告掲載URL <a href="http://www.trendmicro.co.jp/">http://www.trendmicro.co.jp/</a><br>(ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。) |

## (ご注意)

- 株主様の住所変更、配当金の振込みのご指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

# 株主総会会場 ご案内図

**日時** 平成30年3月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）  
**会場** 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号  
**ヒルトン東京 3階 大和** TEL：03-3344-5111



## 交通のご案内



トレンドマイクロ株式会社

〒151-0053

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿メインズタワー



この印刷物は環境にやさしい「ベジタブルインキ」を使用しています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



FSC  
www.fsc.org

ミックス  
責任ある木質資源を使用した紙

FSC® C022915